

春日部市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

春日部市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年条例第163号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の号を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前																		
（賞じゅつ金の種類及び金額） 第3条 （2） 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める<u>障害等級</u>の区分ごとに、行動の実情に応じて定める。 （組織） 第7条 審査委員会<u>は、委員5人をもって組織し、その委員は、市職員及び消防団長のうちから市長が委嘱又は任命する。</u> （会議） 第10条 2 審査委員会の会議は、委員の<u>過半数</u>が出席しなければ開くことができない。 別表（第3条関係） <table><tr><th colspan="3">障害者賞じゅつ金</th></tr><tr><th><u>障害等級</u></th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 備考 1 <u>障害等級</u>は、政令<u>第6条第2項</u>に定める<u>障害等級</u>による。 2 <u>障害等級</u>及び金額の決定については、政令第6条<u>第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3条第2項</u>の規定の例による。	障害者賞じゅつ金			<u>障害等級</u>	金額		（略）	（略）	（略）	（賞じゅつ金の種類及び金額） 第3条 （2） 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める<u>障害の等級</u>の区分ごとに、行動の実情に応じて定める。 （組織） 第7条 審査委員会<u>の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるとおりとし、市長が委嘱又は任命する。</u> （1） 助役 （2） 収入役 （3） 総務部長 （4） 消防長 （5） 消防団長 （会議） 第10条 2 審査委員会の会議は、委員の<u>半数以上</u>が出席しなければ開くことができない。 別表（第3条関係） <table><tr><th colspan="3">障害者賞じゅつ金</th></tr><tr><th><u>障害の等級</u></th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 備考 1 <u>障害の等級</u>は、政令<u>別表第3</u>に定める<u>障害の等級</u>による。 2 <u>障害の等級</u>及び金額の決定については、政令第6条<u>第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例</u>による。	障害者賞じゅつ金			<u>障害の等級</u>	金額		（略）	（略）	（略）
障害者賞じゅつ金																			
<u>障害等級</u>	金額																		
（略）	（略）	（略）																	
障害者賞じゅつ金																			
<u>障害の等級</u>	金額																		
（略）	（略）	（略）																	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第10条の改正部分は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び別表の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日までに授与すべき事由が生じた障害者賞じゅつ金に係る改正後の別表の規定の適用については、当該授与すべき事由が脾臓^{ひぞう}又は一側の腎臓^{じんぞう}を失ったものである場合（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）別表第2第7級の項第5号に該当する障害があるときを除く。）には、同表第8級の項に相当する障害があるものとみなす。